

判定委員会の開催及び事務の委任に関する要領

平成17年9月24日 技術認定判定委員会決定

この要領は、JDSF技術認定判定委員会規程に定める所掌事項を円滑に処理するため、会議の開催方法及び事務の委任専決について必要な事項を定めるものとする。

(会議の開催方法)

- 第1条 委員長は、軽微な事項又は判定委員会を開催する暇がないときは、メールによる会議方式により判定委員会を開催するものとする。
- 2 メールによる会議を開催したときは、必要と認める事案については次の判定委員会に報告するものとする。

(事務の委任専決)

- 第2条 軽微な事項で事実の確認にとどまるような事務については、次に定める範囲であらかじめ専決できる権限を委譲するものとする。
- (1) JDSF技術認定判定委員会規程第4条第1号に関するもののうちグレード6からグレード3までに関することについては、主催者(主管者)に権限を委譲するものとする。
- (2) JDSF技術認定判定委員会規程第4条第2号に関するもののうちグレード6からグレード5までに関することについては、技術認定部長に権限を委譲するものとする。
- 2 権限を委譲された者又はこれを代理する者は、専決した事項を次の判定委員会に報告するものとする。
- 3 第1項に規定するものであっても、異例又は重大な事案に類すると判断した場合には、権限を委譲された者又はこれを代理する者は、専決をせず判定委員会にその判断を委ねなければならない。

(施行月日)

この要領は、平成17年9月24日から施行し、平成17年9月12日から適用する。